

賃貸借随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
賃貸借主管課所名	デジタル改革推進部
件 名	さいたま市住民基本台帳ネットワークシステムシステムソフトウェア等賃貸借（再リース）
借 入 場 所	さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令和 6 年 5 月 23 日
契約の相手方名	（株）JECC 本社
契 約 金 額	¥680,790（月額）
随意契約によることとした理由	市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理のため平成 31 年 7 月 31 日に調達した住民基本台帳ネットワークシステムの稼働に必要なソフトウェアを令和 6 年 7 月 31 日まで借り受けている。 本調達は、現行のソフトウェアが地方公共団体情報システム機構での第 4 回標準更改に合わせ、令和 7 年 4 月 1 日から更改するにあたり、令和 7 年 3 月 31 日まで再リースを行い、引継ぎシステム稼働に必要なソフトウェアを借り受けるものである。 住民基本台帳ネットワークシステムのソフトウェアの権利は、現在の契約相手方である株式会社 JECC 本社が有しており、他事業者から再リースすることはできない。 以上により、本調達は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に該当するため、地方自治法 234 条第 2 項の規定により随意契約によるものとし、既存さいたま市住民基本台帳ネットワークシステム機器等賃貸借事業者である株式会社 JECC 本社を相手方として選定するものである。

賃貸借随意契約結果表

公表事項	内 容
賃貸借主管課所名	デジタル改革推進部
件 名	さいたま市住民基本台帳ネットワークシステム機器等賃貸借 (再リース)
借 入 場 所	さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令和6年5月23日
契約の相手方名	(株) JECC 本社
契 約 金 額	¥508,970 (月額)
随意契約によることとした理由	市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理のため平成31年7月31日に調達した住民基本台帳ネットワークシステムの稼働に必要なハードウェアを令和6年7月31日まで借り受けている。 本調達は、現行のハードウェアが地方公共団体情報システム機構での第4回標準更改に合わせ、令和7年4月1日から機器更改するにあたり、令和7年3月31日まで再リースを行い、引継ぎシステム稼働に必要な機器を借り受けるものである。 住民基本台帳ネットワークシステムのハードウェアの権利は、現在の契約相手方である株式会社JECC本社が有しており、他事業者から再リースすることはできない。 以上により、本調達は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するため、地方自治法234条第2項の規定により随意契約によるものとし、既存さいたま市住民基本台帳ネットワークシステム機器等賃貸借事業者である株式会社JECC本社を相手方として選定するものである。

賃貸借随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
賃貸借主管課所名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市福祉系サーバ等賃貸借（再リース）
借 入 場 所	さいたま市内 さいたま市データセンター 外
契 約 締 結 日	令和 6 年 9 月 3 0 日
契約の相手方名	株式会社 J E C C 本社
契 約 金 額	2, 514, 820 円（月額）
随意契約によることとした理由	本賃貸借契約は、「介護保険システム」「高齢者福祉システム」「障害福祉システム」を稼働させるためのサーバ等を賃借するものである。 さいたま市福祉系サーバ等賃貸借におけるリース期間満了の令和 6 年 9 月から、今後標準化移行対応を行う機器が稼働する令和 7 年 9 月末までの期間も業務を継続する必要がある、新規でサーバ等調達を行う場合は、再設計や開発およびデータ移行等の期間及び費用の増大が確実であり、稼働の遅延が生じる恐れもある。 このことから、現システムの継続利用は工期の短縮および費用の削減となり、かつデータ移行による損失リスクも無く、市にとって有利であるため、再リースを行うものである。 【根拠法令】 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

賃貸借随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
賃貸借主管課所名	デジタル改革推進部
件 名	さいたま市財務会計システム機器賃貸借（再リース）
借 入 場 所	さいたま市内さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令和 6 年 8 月 1 日
契約の相手方名	NEC キャピタルソリューション（株）関東支店
契 約 金 額	¥3,020,600（月額）
随意契約によることとした理由	さいたま市財務会計システム賃貸借において借り受けている機器は、令和 6 年 7 月末のリース期間満了する。当該システムは、令和 7 年 4 月に次期財務会計システムが本稼働する予定である。それまでの期間継続して財務会計システムに関する各種業務を行うために令和 7 年 3 月末まで再リースを行うため、当該業務については NEC キャピタルソリューション株式会社関東支店を相手方とした再リースを行い引き続き借り受けるものである。 引き続き借り受けることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に該当するため、地方自治法 234 条第 2 項の規定により随意契約によるものとし、同社を相手方として選定するものである。